

第2号議案

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年1月31日提出

中間市長 福田 浩

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
及び中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

(中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例(平成26年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年中
間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条関係)

中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
第26条 削除	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

(第2条関係)

中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
第13条 削除	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>